

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府 省 庁 名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	特定都市機能改善施設建替促進計画（仮称）に係る特例措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 都市機能集約地区（仮称）（以下「集約地区」）の区域内における都市機能改善施設（仮称）の建替えを支援するため、事業者が作成し、国土交通大臣の認定を受けた特定都市機能改善施設建替促進計画（仮称）（以下「建替計画」）。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>個人住民税：建替計画に基づいて土地を譲渡し、地区外へ転出する従前地権者に対して当該譲渡に係る譲渡所得に係る個人住民税について5%→4%の軽減税率。</p> <p>法人住民税：法人税の5%重課の適用除外による運動。</p> <p>不動産取得税：建替計画に基づいて土地等を譲渡し、代替地等を取得した従前地権者に対して、当該土地の取得に係る不動産取得税について課税標準1/5控除。</p>	
関係条文	<p>個人住民税：地方税法附則第34条の2</p> <p>法人住民税：地方税法第23条第1項第4号</p> <p>不動産取得税：地方税法附則11条</p>	
要望理由	<p>① 租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか 低炭素型社会の構築を進めるとともに、人口減少・超高齢社会に対応するためには、都市機能改善施設を住民にとって身近な範囲に適切に配置することを通じて、効率的かつ住民が当該地域において安心して暮らせるようなまちづくりを進めていくことが必要であるところ、本税制特例措置を創設し、既存の都市機能改善施設の建替えに係るコストを低減させることにより、もって都市機能改善施設が建替えを契機に郊外へ転出してしまう事態を防ぐことが合理的である。</p> <p>② 租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか 市町村がその選択に応じて都市機能を集約すべき地区として定めた集約地区に、都市機能改善施設の集約を図っていく上では、新たに同地区内に施設を誘致していくことと併せ、既存の施設が建替えに際して必要な土地を確保することができない等の理由によって郊外へ移転してしまうことを防ぐ必要がある。 このため、都市機能改善施設の建替えに際して、当該施設の周辺の地権者に対して、当該建替の用に供するための土地を当該事業者に譲渡した場合の税制特例措置を講じることによって、事業者が当該施設の建替えの用に供するための土地を確保しやすくすることが集約型都市構造を推進する上で有効である。</p> <p>③ 租税特別措置等に補助金等其他の政策手段と比して「相当性」が認められるか 都市機能改善施設の建替えの用に供するための土地を確保するためには、複数の従前の土地所有者に対する措置が必要となることが想定されるところ、行政の効率性の観点から、税制上の特例措置によることが妥当である。</p>	
減収見込額	(初年度) 1.5 (-)	(平年度) 3.3 (-) (単位：百万円)
措置	既存	・ 国税 ・ 融資、補助金その他
	22年度の望	・ 国税 ・ 融資、補助金その他 ・ 暮らし・にぎわい再生事業による支援等
過去の要望経緯	—	
本要望に対応する検済案	—	
		ページ 4—1